

社労士法人 大竹事務所 通信

2024年1月(Vol.202)

〒541-0046 大阪市中央区平野町 2-5-14 FUKU BLD.三休橋 301
 電話：06-6147-4763 FAX：06-6147-4795
 e-mail：buri@ares.eonet.ne.jp
 URL：http://osaka-otake.com/

●新年あけましておめでとうございます。本年もよろしくお願ひいたします。●

国家公務員の男性育休取得率が 初の7割に

◆令和4年度の国家公務員の男性育休取得状況

人事院は、仕事と家庭の両立支援のための制度等の検討に資するため、令和4年度における一般職の国家公務員の育児休業等の取得実態について調査を実施し、一般職の男性職員の育児休業取得率が過去最高の72.5%（前年度比9.7ポイント増）だったことを公表しました。7割を超えたのは初で、4年前の平成30年度では21.6%だったことを踏まえると、ここ数年で急激な増加となっています。

◆取得期間は「2週間以上1月以下」が約5割で最多

同調査によれば、取得期間としては、男性では「2週間以上1月以下」が48.6%で最も多く、「1月超3月以下」（22.5%）、「3月超6月以下」（9.2%）が続いています。なお、女性では「9月超12月以下」が31.2%で最も多く、次いで「12月超24月以下」（30.3%）となっています。

◆くるみんの認定基準も厳しく

政府は2030年度までに、民間を含む男性育休の取得率を85%まで引き上げる目標を掲げています。「子育てサポート企業」として厚生労働大臣が認定をする「くるみん」についても、2024年以降に、男性育休取得率の基準が10%から30%に引き上げられる方針です。

育児・介護休業法改正後、男性育休の取得促進についても広く知られるところとなってきました。男性の育休取得の促進は、企業にとっても人材確保や両立支援の面から無視できない課題です。今後より一層の取り組みを検討していきたいところです。

【人事院「仕事と家庭の両立支援関係制度の利用状況調査（令和4年度）の結果について」】

<https://www.jinji.go.jp/kisya/2311/ikukyuR5syousai.pdf>

親子関係や婚姻関係等を確認する 行政手続で戸籍謄抄本が不要に

◆改正戸籍法施行で利便性アップ

令和元年成立の改正戸籍法には、本籍地の市区町村でなければ戸籍謄本を取得できない等の不便を解消するための新システム構築等が盛り込まれていましたが、いよいよ新システムが完成し、令和6年3月から次の3点が変わります。

- 行政手続における戸籍謄抄本の添付省略が可能に
- 戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に
- 本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

◆行政手続における戸籍謄抄本の添付省略が可能に

例えば健康保険の被扶養者認定や国民年金第3号被保険者の資格取得事務における婚姻歴の確認といった、親子関係や婚姻関係等を確認する手続きでマイナンバーを利用することとなり、戸籍謄抄本の添付省略が可能になります。

◆戸籍の届出における戸籍謄抄本の添付省略が可能に

婚姻届や養子縁組届など様々な戸籍の届出の際に、戸籍謄抄本の提出が不要になります。

さらに、戸籍の届書が提出後電子化されることで、すぐに新しい戸籍謄抄本が発行できるようになります。

◆本籍地以外での戸籍謄本発行が可能に

住んでいる市区町村や勤務先の最寄りの市区町村の役場の窓口で、自身の戸籍のほか、配偶者、父母、祖父母、子の戸籍の謄本も取得可能になります。

さらに、オンラインで行政手続をする際に利用可能な戸籍の証明書として、新たに「戸籍電子証明書」が発行されるようになります。パスポートの発給申請時にこの証明書を行政機関に提示することで戸籍証明書等の添付が不要となる予定で、今後、他の手続きにも拡大される見通しです。

【法務省「戸籍法の一部を改正する法律について（令和6年3月1日施行）」】

https://www.moj.go.jp/MINJI/minji04_00082.html

“つながらない権利”に関する意識調査

テレワークや副業などの広まりから働き方が柔軟になった一方で、勤務時間とプライベート時間の区別がつけづらくなってきています。連合が実施した、勤務時間外の業務上の連絡に関する意識や実態、“つながらない権利”に関する意識調査から注目すべき点をご紹介します。

◆調査結果のポイント

○「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくることがある」72.4%

その頻度は、「ほぼ毎日」（10.4%）、「週に2～3日」（14.3%）、「月に2～3日」（12.1%）、「月に1日以下」（17.9%）。業種別にみると、[建設業]（82.7%）が最も高く、次いで[医療、福祉]（79.6%）、[宿泊業、飲食サービス業]（78.0%）となっています。

○「勤務時間外に部下・同僚・上司から業務上の連絡がくるとストレスを感じる」62.2%

また、その連絡の内容を確認しないと、内容が気になってストレスを感じると回答した人の割合も、60.7%ありました。同様に、取引先からの連絡については、59%の人がストレスと感じているようです。

○「“働くこと”と“休むこと”の境界を明確にするために、勤務時間外の部下・同僚・上司からの連絡を制限する必要があると思う」66.7%

また、「取引先からの連絡を制限する必要がある」と回答した人の割合も67.7%ありました。

○「“つながらない権利”によって勤務時間外の連絡を拒否できるのであれば、そうしたいと思う」72.6%

一方で、「“つながらない権利”があっても、今の職場では拒否は難しいと思う」と回答した人は62.4%いて、業種で見ると、[建設業]（74.1%）が最も高く、次いで[宿泊業、飲食サービス業]（73.2%）[医療、福祉]（72.8%）となりました。

◆“つながらない権利”の法制化

勤務時間外に仕事上のメールや電話への対応を拒否できる権利、いわゆる「つながらない権利」は、日本では法制化されていません。法制化されたとしても、業種によっては、特殊性や緊急性によって、権利を十分に行使できない可能性もあります。また、拒否することによる勤務評価やキャリア形成への悪影響を心配する労働者もいます。

権利を行使したい反面、行使することによる不安を強く感じる人は多いでしょう。今後日本でどのように法整備されるのか、注目です。

【日本労働組合総連合会「“つながらない権利”に関する調査2023」】

<https://www.jtuc-rengo.or.jp/info/chousa/data/20231207.pdf?6597>

旅館業法が改正されています ～カスハラは宿泊拒否も

◆改正の背景

旅館業の営業者は、公衆衛生や旅行者等の利便性といった国民生活の向上等の観点から、一定の場合を除き、宿泊しようとする者の宿泊を拒んではならないとされています。しかし、新型コロナウイルス感染症の流行期において、①宿泊者に対して感染防止対策への実効的な協力の求めを行うことができない、②いわゆる迷惑客について、営業者が無制限に対応を強いられた場合には、感染防止対策をはじめ、本来提供すべきサービスが提供できない、などという営業者からの意見が国に寄せられました。

こうした情勢の変化に対応して、旅館業法等の一部を改正する法律が成立し、令和5年12月13日に施行されました。

◆改正のポイント

改正の主な内容は以下の通りです。

- 1 宿泊拒否事由の追加
- 2 感染防止対策の充実
- 3 差別防止の更なる徹底等
- 4 事業譲渡に係る手続きの整備

注目したいのが1の項目です。今回の法改正で、宿泊を拒むことができる事由として「特定要求行為が行われたとき」が追加されました。特定要求行為とは、カスタマーハラスメントに該当する行為等を指し、その例として、①不当な割引、契約にない送迎等、過剰なサービスの要求、②対面や電話等により、長時間にわたり、不当な要求を行う行為、③要求の内容の妥当性に照らして、当該要求を実現するための手段・態様が不相当なものなどが挙げられます。他方、障害のある方が社会の中にある障壁の除去を求める場合や、障害を理由とした不当な差別的取扱いを受けたことへの謝罪等を求めることは、これに当たりません。

プライベートはもちろん、コロナ禍で控えていた出張を再開した企業も増えています。旅先で従業員が不測の事態に陥ることのないよう、今回の改正を周知し、宿泊者もサービス提供者も、誰もが気持ちよく過ごせるよう心がけていきたいですね。

【厚生労働省「令和5年12月13日から旅館業法が変わります!」】

<https://www.mhlw.go.jp/kaiseiryokangyohou/>

1月の税務と労務の手続【提出先・納付先】

10日

- 源泉徴収税額（※）・住民税特別徴収税額の納付
[郵便局または銀行]
※ただし、6ヶ月ごとの納付の特例を受けている場合には、令和5年7月から12月までの徴収分を1月22日までに納付
- 雇用保険被保険者資格取得届の提出<前月以降に採用した労働者がいる場合> [公共職業安定所]

31日

- 法定調書<源泉徴収票・報酬等支払調書・同合計表>の提出 [税務署]
 - 給与支払報告書の提出<1月1日現在のもの> [市区町村]
 - 固定資産税の償却資産に関する申告 [市区町村]
 - 個人の道府県民税・市町村民税の納付
<第4期分> [郵便局または銀行]
 - 労働者死傷病報告の提出<休業4日未満、10月～12月分> [労働基準監督署]
 - 健保・厚年保険料の納付 [郵便局または銀行]
 - 健康保険印紙受払等報告書の提出 [年金事務所]
 - 労働保険料納付<延納第3期分>
 - 労働保険印紙保険料納付・納付計器使用状況報告書の提出 [公共職業安定所]
 - 外国人雇用状況の届出（雇用保険の被保険者でない場合）<雇入れ・離職の翌月末日>
[公共職業安定所]
 - 固定資産税に係る住宅用地の申告 [市区町村]
- 本年最初の給料の支払を受ける日の前日まで**
- 給与所得者の扶養控除等（異動）申告書の提出
[給与の支払者（所轄税務署）]
 - 本年分所得税源泉徴収簿の書換え [給与の支払者]

編集後記

2024年がスタートしました。

皆さま、良いお正月をお迎えになられましたでしょうか？

今月も最後までお読みくださり、ありがとうございます。本年も、職員一同頑張ってお参りますので、何卒よろしくお願い申し上げます（R.O）

スタッフブログより

【Google20%ルール】

先日とある記事で「Googleでは、業務時間の内の20%を『普段の業務とは異なる』業務にあてて良い」という制度があることを目にしました。

この成果として、Gmail、Google マップ、Google ニュースなどといったサービスが新たに生み出されたとのことです。

ただ、この本質的な狙いは「リスクヘッジ」だそうです。

考えの根底にあるのは、経営者など責任者の判断がもしも誤っていたら、全員が間違った動きをしてしまい、企業が危くなる可能性があるから、ということです。

不測の事態となっても、別のことをしていたら、そこから新たな種を見つけることもできるかもしれません。

Googleでも、それだけ変化が多く先が見えない時代と考えているんだなあと、改めて衝撃でした。

経営者が絶対に正しいとも限りません。

色々な動き、多様性は必要だと改めて勉強になりました！
おおたけ（2023-12-21）

【繁忙期をむかえております】

大変ありがたいことに、弊所では12月と1月にかけて繁忙期をむかえております。

弊所では事務所の皆さんで業務を回してもらっているおかげで、私は外出をすることが出来ていると思っています。

今年は新しい職員も入りましたので、繁忙期といえどもお客様に安心して業務を任せて頂ける体制を整えてまいり所存でございます。

皆様、年末や年始に激務に追われる方もいらっしゃるかと存じます。

心身ともに健やかに過ごされることをお祈り申し上げます。

おぎの（2023-12-27）

【2023年 流行語】

少し前になりますが、2023年の流行語大賞が発表されました。「ユーキャン」が発表している流行語大賞ですが、1984年に創始され今年が第40回だったのですね。（ユーキャンは、私が社労士試験受験のために選んだ会社さんでした。その時から10年近く経っております。。）

今年選ばれた言葉の中で、私個人的に印象に残っているのは、..

•「アレ」（大賞）

阪神タイガースのファンなので、リーグ優勝や日本一は嬉しかったです。

この他にも、WBCやラグビーWC、将棋の藤井聡太八冠の活躍など、スポーツに関して元気をもらえることが多かったです。

•生成AI

「ChatGPT」に代表されるAI技術のさらなる進化に驚かされた1年でもありました。

（正直まだ理解が追い付いていません。）

この文章の一部はChatGPTによって作成、、、していません。

•地球沸騰化

例年にも増して、暑い日が多い1年でした。

屋外はもちろん、屋内で過ごされているお客様に対しても、熱中症に関する注意喚起をしたことを覚えています。

これから段々暑くなっていくとすれば、休憩時間や服装の在り方についても考えを改めなければいけないと思いました。

皆さんはどのような言葉が印象に残っていますか？

にしぐち（2023-12-26）